

18日自然第5号
2006年4月7日

防衛庁長官 額賀 福志郎 殿
防衛施設庁長官 北原 巖男 殿
農林水産大臣 中川 昭一 殿
林野庁長官 川村 秀三郎 殿
環境大臣 小池 百合子 殿

「沖縄県北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業（仮称）」 に対する意見

財団法人 日本自然保護協会
理事長 田畑貞寿

当協会は、1980年代から、固有種・希少種の生育生息地として知られる沖縄本島北部ヤンバル地域の自然環境保全に取り組み、当該地域の生物多様性保全を働きかけてきた。その中では、林野庁による今後のヤンバル地域の国有林の取り扱いに関する検討、2000年及び2004年に開催された国際自然保護連合（IUCN）自然保護会議での「ジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全」勧告決議の採択と日米両政府にその履行を求めること等にも関わり、ヤンバル地域の生物多様性保全に一定の責任を果たすべく努めている。

北部訓練場一帯は全域にわたり、自然度の高い亜熱帯降雨林が比較的良好な状態で保存されている。これは、これまでの訓練場の利用形態ゆえに大規模な環境改変を免れてきたためでもあり、結果として多くの固有種や希少種の生育生息地として機能し、学術的にも国際的にも重要な価値を有する地域となっている。この事業の計画地周辺は、自然度の高い水系、樹齢60年を超える高齢木を含む発達した自然植生、分水嶺から海岸線まで続く自然のまとまりが現在も温存され、ノグチゲラ等のヤンバルを代表する固有種・希少種が生育生息している。また、沖縄北部国有林森林環境基礎調査専門委員会報告書（林野庁熊本営林局、平成10年3月）「森林の取り扱いにおける基本事項」では、今後の保全指針として「林齢40年以上の森林の保護」、「ある程度のまとまりをもった森林の保護」等があげられており、計画地周辺はこれらの条件に十分に該当している。

そして、「琉球諸島」は世界自然遺産登録申請候補地とされていることから、ヤンバル地域はその中心として確実な保護がなされなければならない地域であり、当該地域も本来、国有林の保護林制度や自然公園法等によって保護されなければならない地域の一つである。

このような環境条件を持つ地域一帯に、新規建設4箇所を含む6箇所のヘリコプター着陸帯を建設することは、今後とるべき保全施策と明らかに対立する矛盾した施策といえる。本事業の環境影響評価図書案では、建設候補地の選定過程で「自然度の総合評価」のラン

ク I は避け、ランク II は可能な限り除外したと記述されているが、6 箇所へのヘリコプター着陸帯を地域一帯に建設した場合、これら動植物の生息・生育地の消失・分断だけでなく、着陸帯間をつなぐ道路建設に伴って、ランク I 地域をも含む広範な規模でかく乱が発生し、森林の乾燥化や外来植物の侵入可能性が全域で高まるであろうことは容易に予測される。

また、これら着陸帯すべてを使用してヘリコプターを運用すれば、その騒音による動物の行動やコミュニケーションへの広範囲への悪影響は免れないと懸念されるが、環境影響図書案には使用機材の種類や離着陸頻度、騒音の量や性質等に関する記述は見あらず、これらに対してどのような環境保全措置を講じるかについての具体的記述もない。このように通常的环境影響評価の文書としてみた場合にも、科学的検討に基づく十分な記述があるとはみなせないものである。

以上のことから、在日米軍施設再編成に伴い本事業を進行させること、及び沖縄県北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業（仮称）とヤンバル地域の生物多様性保全に関する今後の検討と対処について、以下の意見を申し述べる。

1. 防衛庁長官及び防衛施設庁長官は、

本事業についてヤンバル地域を除外する、もしくは返還後も残される既存のヘリコプター着陸帯のみで現状の訓練を行うなど、根本的な見直しを行うべきである。また、ゼロ・オプションと複数の代替案を含む戦略的環境アセスメントを実施し、守るべき重要な要素との関係について検討し直すべきである。

2. 農林水産大臣及び林野庁長官は、

本事業地の 4 地区 6 カ所のうち 3 地区 5 カ所は国有林となっているため、ヤンバル地域の重要性に鑑み、希少野生動植物の生息生育地としての持続性との関係について独自に検討し、保全に必要な措置を講じるべきである。

3. 環境大臣は、

本事業は環境影響評価法の対象外ではあるが、ヤンバル地域の重要性に鑑み、生物多様性の保全に関する意見を述べるべきである。また、世界自然遺産候補地でもあることから、当該地域に関わる IUCN2000 年、2004 年勧告を履行すべく、ヤンバル地域の国立公園指定、及び希少種のノグチゲラ・ヤンバルクイナの保全行動計画を早期にまとめ、行動に移すべきである。

以上